

# 銀行の有価証券売買等の書面取次ぎに係るガイドラインの改正(案)について

## 1. 目的

本年8月6日に取りまとめた「証券市場の改革促進プログラム」において、誰もが投資しやすい市場の整備の一環として、銀行窓口における株式や社債などの書面取次ぎ業務の円滑化が盛り込まれたことを受け、当該業務を規定する証券取引法65条1項ただし書の解釈を明確にするために事務ガイドラインを定めることとした。

## 2. 改正の概要

### (1) 事務ガイドラインの制定

銀行の書面取次ぎ業務につき、以下の事務ガイドラインを定める。

#### (事務ガイドライン7-2-2 [新設] の概要)

書面取次ぎ業務に際して、取引の勧誘は行えないものの、以下の行為は勧誘行為にあたらぬことを示す。

書面取次ぎの業務内容の説明

業務内容の新聞、雑誌、ポスター、チラシ、ダイレクトメール、インターネットによる紹介

注文用紙、上記のチラシを店舗に据え置くこと、及び上記のポスターを掲示すること

上記の書面による注文には、あらかじめ定められた期日における継続的な取引の注文を一括して受けるものも含まれることを明確にする。これにより、例えば、銀行が、定期的に特定銘柄を継続的に買い付ける注文を書面で一括して受けることが可能となる。

### (2) 関連する事務ガイドラインの改正

あわせて、銀行等が行える業務範囲を明確化するため、証券取引法65条1項本文に係る事務ガイドラインを変更し、以下の業務が行えることを明確化する。

#### (事務ガイドライン7-2-1 [変更] の概要)

銀行等の店舗における証券会社の広告(ポスター)の掲示

顧客からの要請の有無に関わらず、銀行等と証券会社との関係、証券会社の業務について説明すること

(注) 現行ガイドラインにおいて、銀行の店舗に広告(チラシ)を据え置くこと、顧客の要請に基づき、当該顧客を証券会社に紹介することは行えることが明らかにされていた。

## 2. 公表時期

銀行と証券会社の共同店舗に係る内閣府令の公布・施行及びそれに関する事務ガイドラインの公表と同日に公表する。

# ○証券取引法

(昭二三・四・一三  
法 二一五)

(抄)

第六十五条 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関は、第二条第八項各号に掲げる行為を行うことを営業としてはならない。ただし、銀行が顧客の書面による注文を受けてその計算において有価証券の売買等、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合又は銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が他の法律の定めるところにより投資の目的をもつて若しくは信託契約に基づいて信託をする者の計算において有価証券の売買等、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を行う場合は、この限りでない。

② (略)

「証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について」(「事務ガイドライン」)

現 行	改 正 案
<p>第1部 証券会社等の監督関係</p> <p>7. 弊害防止措置関係</p> <p><u>7 - 2 法第 65 条の規定の解釈について</u></p> <p>(1) 証券会社が有価証券の募集の取扱い又は売出しの取扱いを行う場合に、銀行、信託会社その他令第1条の9で定める金融機関が、当該証券会社が行う募集の取扱い又は売出しの取扱いに係る行為(法第65条の2第1項の登録により行えることとなる証券業務を除く。)の一部を代行することは、法第65条第1項の規定に違反するおそれがある。</p> <p>(2) 証券会社が有価証券の売買の媒介又は売買の委託の媒介を行う場合に、<u>銀行、信託会社その他令第1条の9で定める金融機関が</u>、当該証券会社が行う売買の媒介又は売買の委託の媒介に係る行為(法第65条の2第1項の登録により行えることとなる証券業務を除く。)の一部を代行することは、法第65条第1項の規定に違反するおそれがある。</p> <p>(3) なお、<u>銀行、信託会社その他令第1条の9で定める金融機関が</u>勧誘行為をせず、<u>単に顧客の要請に基づき</u>当該顧客を証券会社に紹介することは、(1)及び(2)には該当しない。</p> <p>(4) 上記(3)の「紹介」には、<u>銀行、信託会社その他令第1条の9で定める金融機関が、証券会社が自らを紹介する宣伝媒体を当該銀行、信託会社その他令第1条の9で定める金融機関の店舗に据え置き、顧客が自ら入手することを含む。</u></p>	<p>第1部 証券会社等の監督関係</p> <p>7. 弊害防止措置関係</p> <p><u>7 - 2 法第 65 条の規定の解釈について</u></p> <p><u>7 - 2 - 1 法 65 条第 1 項本文の規定の解釈について</u></p> <p>(1) 証券会社が有価証券の募集の取扱い又は売出しの取扱いを行う場合に、銀行、信託会社その他令第1条の9で定める金融機関(以下「銀行等」という。)が、当該証券会社が行う募集の取扱い又は売出しの取扱いに係る行為(法第65条の2第1項の登録により行えることとなる証券業務を除く。)の一部を代行することは、法第65条第1項の規定に違反するおそれがある。</p> <p>(2) 証券会社が有価証券の売買の媒介又は売買の委託の媒介を行う場合に、<u>銀行等が</u>、当該証券会社が行う売買の媒介又は売買の委託の媒介に係る行為(法第65条の2第1項の登録により行えることとなる証券業務を除く。)の一部を代行することは、法第65条第1項の規定に違反するおそれがある。</p> <p>(3) なお、<u>銀行等が</u>勧誘行為をせず、当該顧客を証券会社に紹介することは、(1)及び(2)には該当しない。</p> <p>(4) <u>上記(3)の「紹介」には、以下の行為を含む。</u>  <u>当該銀行等の店舗に、証券会社が自らを紹介する宣伝媒体を据え置くこと又は掲示すること。</u>  <u>当該銀行等と証券会社の関係又は当該証券会社の業務内容について説明を行うこと。</u></p>

(新設)

7 - 2 - 2 法第 65 条第 1 項ただし書の規定の解釈について

法第 65 条第 1 項ただし書に規定する、銀行が顧客の書面による注文を受けてその計算において有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引を行う業務については、次の点に留意することとする。

(1) 銀行は、当該業務を行う際に、顧客に対し、有価証券の売買その他の取引の勧誘を行ってはならない。ただし、以下の行為は勧誘行為には当たらない。

当該業務内容の説明を顧客に対し行うこと。

当該業務内容について、新聞、雑誌、文書、ダイレクトメール、インターネットのホームページ、放送、映画その他の方法を用いて紹介すること。

当該業務に係る注文用紙及び上記 に規定する文書を当該銀行の店舗に据え置くこと若しくは顧客に送付すること、又はその文書を店舗に掲示すること。

(2) 銀行が受ける書面による注文は、顧客の個別の取引ごとに、売買の別、銘柄、数及び価格（売買の別及び価格については、法第 42 条第 1 項第 5 項に規定する売買の別及び価格をいう。）について、顧客の指示を受けるものとする。

当該書面による注文には、あらかじめ定められた期日における継続的な取引の注文を一括して受けるものも含まれる。